

令和7年10月3日
みどり環境局水・土壤環境課

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）

1 改正の趣旨

日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 が K0101 と統合・分冊化したことに伴い、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正します。

2 改正の内容

(1) ニッケル及びその化合物

規則別表第 11 備考 8 で定めるニッケル及びその化合物の測定の方法を「規格 K0102 の 59」から「規格 K0102-3 の 18」に定める方法へ改めます。

(2) 外観

規則別表第 12 の 2 備考 5 (2) で定める外観の測定の方法を「規格 K0102 の 8」から「規格 K0102-1 の 7」に定める方法へ改めます。

(3) 臭気

規則別表第 12 の 2 備考 5 (3) で定める臭気の測定の方法を「規格 K0102 の 10.2」から「規格 K0102-1 の 11.3」に定める方法へ改めます。

3 意見公募手続き

規格改正に伴う形式的な変更のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 条第 8 号イにより、意見公募手続は実施しませんでした。

4 公布日

令和7年10月3日発行の横浜市報に登載して公布します。

5 施行日

公布の日から施行します。